

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き及びインターネットの方法により、情報公開を行うものとする。

(公告)

第5条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。
2 前項の公告については、定款第4条の方法によるものとする。

(公表)

第6条 この法人は、法令の規定に従い、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。
2 前項の公表については、役員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第7条 この法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧をさせるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。
2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。
2 この法人は、閲覧希望者に対し、この法人が指定した日時に閲覧させることができる。

(閲覧等に関する事務)

第10条 閲覧希望者から別表に掲げる書類の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。

(インターネットによる情報公開)

- 第11条 この法人は、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。
- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は会長が定める。

(その他)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は会長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管理)

- 第13条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(改廃)

- 第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2024年6月14日から施行する。
(2024年6月14日理事会決議)

別表【事務所備え置きの書類】

	対象書類等の名称	保存期間
1	定款	
2	事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	1年
3	①計算書類等（各事業年度の計算書類・事業報告書・付属明細書） ②監査報告書	5年
4	①財産目録 ②役員名簿（*1） ③役員の報酬並びに費用に関する規程 ④運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	5年
5	特定費用準備資金積立限度額及びその算定根拠	
6	特定財産の保有・改良充当資金の必要最低限度額及びその算定根拠	
7	寄附等による受入れ財産・資金	
8	社員総会議事録	10年
9	理事会議事録	10年
10	会計帳簿（*2）	10年

（*1）理事及び監事以外からの閲覧請求には個人の住所は除外可（*2）（裁判所の許可を得た）債権者
 ※備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

【様式1】

閱 覧 申 請 書

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会
会長 田中 紀子 殿

申請月日 20 年 月 日

申請者

申請者住所
〒

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

【閲覧の目的】

【閲覧対象書類】（該当するものを○で囲んで下さい。）

1. 定款
2. 事業計画書・収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
3. 事業報告書・計算書類及び付属明細書・運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
4. 監査報告書
5. 財産目録
6. 役員名簿
7. 役員の報酬並びに費用に関する規程
8. 特定費用準備資金算定根拠
9. 特定財産の改良・保有資金の明細
10. 寄附等による財産・資金で公布者の定めた用途に充てるものの明細
11. 議事録（理事会・社員総会）
（以下の書類は、債権者に限り閲覧ができます。）
12. 会計帳簿

【様式2】

閱 覧 受 付 簿

受付番号	受付年月日	申込人の住所・氏名	担当者名	備考
